■Article(vol.64)■ ……

中小企業白書を読む

日税研専務理事　坂田純一

……

「中小企業白書（以下「白書」という。)」をメルマガで取り上げることとした。わが国の中小企業の政策を担うとされる中小企業庁は、戦後間もない1948年に設置され、1963年には中小企業基本法（以下「基本法」という。）が制定された。その後、この「基本法」は1999年に大幅に改定された（最終改正：2009年7月法律第80号)。「白書」の前身は、1953年の「中小企業現状と問題点」（日本経済新聞社）ともいわれるが、今日のような形式の「白書」の第1号としては1963年のものに遡ることができる。

この間、2010年6月には、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。（中略）我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。」として、「中小企業は、国家の財産ともいうべき存在である」とする基本理念や中小企業政策の取り組みに当たっての基本原則と行動指針等を要諦した「中小企業憲章」が閣議決定された。

2012年版の「白書」は～試練を乗り越えて前進する中小企業～として本年4月27日に閣議決定され「平成23年度中小企業の動向」及び「平成24年度中小企業施策」の内容が公表された。ちなみに、「白書」では今日の中小企業の数を419万社（個人事業者数を含む:「白書」付属統計資料。これは総務省「平成21年経済センサス－基礎調査」の再編加工による）としており、占有率（大企業を含め）としては99.7%としている（うち約150社が法人といわれている)。また、中小企業に雇用されている常用雇用者・従業者数は約2,827万人であり、その占有率は約66%（前記資料と同じ）となっている。なお、わが国における中小企業の定義としては、「基本法」でその範囲（注1）が定められている。

税理士業界は、近時、そのウイングを拡げ社会貢献事業にも積極的に関与しているが、「税理士は中小企業のパートナー」などを標語として喧伝した時期もあった。税理士は、税務の専門家として申告納税制度を支えているが、その関与先としては圧倒的に中小企業が多く、もともと中小企業の経営全般に亘る良きパートナーとしての役割を果たし社会の要請に応えている。このことは、

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

「白書」の「中小企業の経営を支える取組」の中に「中小企業の経営者の3割が経営相談を行っており、相手が税理士である人は7割近くに上る。」（中小企業庁委託「中小企業の経営者の事業判断に関する実態調査」2011年12月、㈱野村総合研究所）」と記載されていることからも窺える。

本年の「白書」は近々書店でも印刷物として販売されると思うが、中小企業のパートナーと自負する税理士としては事務所の蔵書の一つとして置くことも肝要かと思う。

【2012年版「白書」について～その概要～】

平成24年4月27日、中小企業庁は「白書」（2012年版）の公表に当たって、その概要を同庁HPに掲載しており、以下は、その主な要旨である。

一.「平成23年度中小企業の動向」の概要

第1部では、最近の中小企業の動向について、第2部では、潜在力を発揮して、事業活動を行う中小企業の役割（取組や課題）を、第3部では、中小企業が持つ潜在力を発揮するための技術・経営課題について、それぞれ分析を行っている。

第1部 2011年度の中小企業の動向

わが国の経済は、東日本大震災後の影響による落ち込みから回復しつつあるものの、中小企業の景況は、これまでの円高、原燃料の価格高騰、電気料金の引上げ、電力需給の逼迫等の影響が懸念され、2012年に入って横ばいの動きとなっている。今後とも経済状況及び中小企業の動向を注視しつつ、中小企業対策を適切に講じていくと分析している。

第2部 潜在力の発揮と中小企業の役割

中小企業が持つ潜在力とは、変化する社会環境において、何らかの障害があって利用されていない経営資源である。特に、柔軟な対応力、技術力、商品開発力、マーケティング力等が挙げられる。こうした潜在力を用いて、1.大震災からの復興に中心的な役割を果たしている中小企業、2.国内外の成長機会を取り込み、事業活動を行う中小企業（海外展開企業、女性の事業活動）について分析している。

第3部 中小企業の技術・経営を支える取組

中小企業が、経営資源の充実にどのように取り組んでいく必要があるかについて、技術力及び経営力の維持・強化の観点から分析している。

●中小企業のものづくり人材の育成

ものづくり人材の育成は喫緊の課題である。中小企業は、若手の技術・技能

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

人材の確保・育成を始めとする取組により、今まで培ってきた技術・技能を円滑に承継することが重要であるが、中小企業では地域や産学で連携して課題を乗り越える動きも見られ、企業の創意工夫を活かしつつ総合的な対策を実施していくことが重要である。

●中小企業の経営を支える取組

中小企業の経営課題は、多様化・複雑化している。様々な外部の専門家等を活用しながら経営力を強化することが重要である。特に、身近に接する金融機関が中小企業の経営課題に対応することは、中小企業とそれを支援する金融機関がともに再生し、地域の活力を回復することにつながる。政府としても、経営支援の担い手の多様化、支援能力の向上を図っていく。

二　「平成 24 年度中小企業施策」の概要

東日本大震災からの復興に対応するために講じている資金繰り対策や、工場や店舗等の復旧支援、中小企業の潜在力を発揮するための海外展開の支援や経営支援の担い手の活性化、技術力の強化等を始めとした、平成 24 年度において講じようとする施策が記述されている。

（注 1）中小企業基本法

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条　この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

・2012 年度版　中小企業白書　概要・全文
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/120427hakusyo.html

・中小企業憲章
http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004655/kensho.html

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。